

公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会報告書骨子(案)

1. はじめに
2. 検討の手法
 - (1) 関係資料
 - (2) 委員提出資料
 - (3) アンケート調査（地方公共団体・医育機関・公衆衛生医師）
3. 公衆衛生医師をとりまく現状について
 - (1) 配置状況、年齢構成について
 - (2) 採用状況、育成状況について
 - (3) 処遇について
4. 公衆衛生医師の育成・確保における問題点について
5. 公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する基本的な考え方
6. 公衆衛生医師の育成・確保のための具体的な方策について
 - (1) 公衆衛生医師の育成
 - (2) 公衆衛生医師の採用・確保
 - (3) 公衆衛生医師の職務に関する普及啓発
7. 公衆衛生医師の育成・確保のための行動計画の策定及び評価について
8. まとめ

別添 公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する基本的枠組み

資料編

- 公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会資料一覧
- 保健所及び公衆衛生医師に関する統計資料
- 国、地方公共団体における公衆衛生医師の育成・確保に関する取組
- 地方公共団体における公衆衛生医師の募集状況
- 公衆衛生医師の育成・確保に関するアンケート調査の結果について
- 公衆衛生医師確保推進登録事業
- 公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会委員及び議事

公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する基本的枠組み（案）

1. はじめに

地域保健の推進においては、保健所が重要な役割を果たしており、その機能を充分に發揮するためには、熱意のある公衆衛生医師の育成・確保が極めて重要な問題であるが、一部の地方公共団体においてはその確保の困難な状況が見受けられ、これまで国、地方公共団体、医育機関等関係団体による公衆衛生医師育成・確保のための努力が必ずしも充分でなかったことが指摘されている。

この基本的枠組みは、国、地方公共団体、医育機関等関係団体が、公衆衛生医師の育成・確保に関する具体的な方策及び継続的な取組を行う際の枠組みを示すものであり、関係者が基本的枠組みにより示された方策に積極的に取り組むよう努めることが必要である。

2. 公衆衛生医師の育成・確保における問題点について

公衆衛生医師の育成・確保に関する主な問題点として、

- ・ 公衆衛生医師の確保は長期的視野に立った採用・育成計画が作られず、保健所に医師が単独で配置され、所長の欠員に対して新規の医師が補充されることが多い。
- ・ 公衆衛生医師の業務が高度かつ幅広い専門的な知見が必要な魅力ある分野であることが広く知られていない。
- ・ 公衆衛生に関心を持っている学生又は医師に対して、公衆衛生医師となるための方法が充分に広報されていない。
- ・ 配属先が限定されることにより、人材の偏在や、経験の偏りがある。
- ・ 公衆衛生医師の業務において必要な研修及び研究に参加できるように処遇や制度が整備されていない。
- ・ 公衆衛生医師の育成・確保について、医育機関等関係団体との協力体制が整備されておらず、また、共通の認識も有していない。

が指摘されている。

3. 公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する基本的な考え方

- ・ 公衆衛生に関する多様な分野を経験することにより、職務を遂行しながら計画的に知識・技能を向上させる研修計画を策定するとともに、保健所への複数の医師の配置、研究事業への参加等が行いやすい環境の整備を行うこと等により、公衆衛生医師の総合的な能力の向上を念頭に置いた研修体系を確立する。
- ・ 採用計画を策定し、定期的に公衆衛生医師を採用するとともに、ホームページの活用や公衆衛生医師確保推進登録事業の活用等の募集方法の工夫、人事交流等により、効果的な採用を実施する。
- ・ 採用前の学生、研修医、臨床医等に対する公衆衛生に関する教育及び各種広報媒体による普及啓発を充実し、公衆衛生医師に対する理解を深め、認知度を向上させる。
- ・ 公衆衛生医師の育成・確保に関する計画を策定し、その進捗状況について評価を行うことにより、その具体的な取組を確実に推進する。

4. 公衆衛生医師の育成・確保のための具体的な方策について

公衆衛生医師の育成・確保のために取り組むべき方策について、以下のとおり示す。

(1) 公衆衛生医師の育成

① 研修計画の策定

- ・ 派遣・交流先について採用からの年次を概ね定めた研修計画を提示する。特に必須となる研修（例：国立保健医療科学院、結核研究所、危機管理研修、各自治体の一般及び管理職研修）、選択が可能な研修（例：母子愛育会、精神神経センターなど）、追加が可能な研修（例：国内外の研究機関、大学など）について明記する。

② 人事異動及び人事交流を通じての人材育成（ジョブ・ローテーション）の充実

- ・ 異動先については、保健所以外に地方衛生研究所、本庁、国（検疫所含む。）の各行政機関や、教育、福祉、医療、国際協力等の各分野を想定し、多様な経験を積めるようにし、職場の業務の遂行に必要な知識、技能について、職務を遂行しながら計画的に向上させる研修計画（OJT: On the Job Training）の観点から人材育成を充実させる。

③ 研究事業への参加

- ・ 保健所等の行政機関と医育機関が協力して調査研究事業を行い、若手を含む公衆衛生医師が積極的に参加することにより、公衆衛生医師の専門能力の向上を図り、かつ、地方公共団体と医育機関の連携を推進する。
- ・ 全国の公衆衛生医師が参加可能なメーリングリスト、メールマガジン、健康危機管理支援情報システム等を活用する。

④ 保健所への医師の複数配置

- ・ 各世代の公衆衛生医師を保健所に配置することにより、経験の豊かな公衆衛生医師が直接指導をするとともに、互いに研修等を受けやすい環境を整備する。

⑤ 各機関の連携

- ・ 地域における関係者は、公衆衛生医師の育成・確保のための連絡と協議を行う会議を設置し、医育機関、保健所関係者及び本庁職員等と連携し、今後の方策等について協議する。

⑥ 公衆衛生関係の情報提供等

- ・ 留学に関する情報や諸外国における方策の分析等について、医育機関等から地方公共団体及び公衆衛生医師に対して情報提供する。

⑦ 専門能力の向上・学位の授与

- ・ 医育機関において公衆衛生に関する専門的なコースにより、学位（公衆衛生学修士等）の授与等を行う。
- ・ 国立保健医療科学院のいわゆる保健所長コース（専門課程Ⅰ）の内容を、修業年限1年分（遠隔教育の活用等を含む。）の教育課程の修了を前提とした抜本的見直しを行うとともに、地方公共団体等は研修計画への位置づけを行い、積極的に公衆衛生医師の研修を受講できる環境を整える。

⑧ 処遇の工夫

- ・ 学位取得、留学、研究、研修等に関する服務上の規定の整備（職務専念義務の免除等）を行う。

(2) 公衆衛生医師の採用・確保

① 採用計画の策定による定期的な採用

- ・ 欠員を補充するような採用ではなく、地方公共団体は、現在勤務している公衆衛生医師の年齢構成等を考慮し、若手を育成し、適切な公衆衛生医師を養成することを基本とする計画的な採用を実施する。
- ・ 公立病院等から臨床医を保健所等へ配置転換するにあたっては、公衆衛生医師としての適性を検討し、必要に応じ研修を行う等、その資質の向上に充分に配慮するようとする。

② 募集方法の工夫

- ・ ホームページや雑誌、新聞、広報等による募集を定期的に実施する。内容は募集人数、業務内容、給与、役職、研修実施状況、職員からのメッセージ等を掲載し、特にホームページでは募集期間が終了した後も掲載し、随時閲覧できるようにする。

③ 地方公共団体等での人事交流

- ・ 都道府県内、都道府県間及び国との人事交流を活用し、例えば1地方公共団体1保健所であっても保健所長が異動できるようにすることで、活性化を図り、偏在を緩和する。

④ 公衆衛生医師確保推進登録事業の活用

- ・ 厚生労働省が実施している公衆衛生医師確保推進登録事業を活用する。

(3) 公衆衛生医師の職務に関する普及啓発

① 学生に対する講義の工夫

- ・ 地方公共団体等に勤務する公衆衛生医師が医育機関等において、学生に対して公衆衛生行政の実践的内容について、公衆衛生学、衛生学の講義などの機会を通じて講義を行う。
- ・ 地方公共団体は医育機関等の求めに応じて積極的に講師の派遣に協力する。
- ・ 入学後早期に医師の役割が医療に限らず、公衆衛生の向上にあるという認識を高める教育を開始する。

② 学生に対する実習の工夫

- ・ 地方公共団体は、保健所における学生の夏期実習等について、受け入れ、カリキュラムの設定及び講義を実施すること等に積極的に協力する。
- ・ 保健所実習においては、公衆衛生医師が企画調整を行い、指導も直接実施する。

③ 医育機関における進路説明会の活用

- ・ 公衆衛生・衛生学教室における研究等の活動に関する説明を行うとともに、地方公共団体における公衆衛生医師の活動に関して、公衆衛生医師より直接説明する。
- ・ 地方公共団体は積極的に進路説明会への参加に協力し、保健所に勤務する医師又は本庁に勤務する医師が説明を行う。

④ 卒後臨床研修（地域保健・医療）の充実

- ・ 保健所は積極的に臨床研修医を受け入れ、地域保健・医療研修のうち少なくとも保健所での研修を2週間以上実施する。
- ・ 標準的テキスト、カリキュラムを作成する。

- ⑤ 生涯教育等
 - ・ 医師会の生涯教育制度等により、臨床医を含めた医師全体の公衆衛生に関する知識や関心を高める。
- ⑥ ホームページ等の媒体を活用した普及啓発
 - ・ 公衆衛生医師の募集を行う際に、例えば公衆衛生医師の業務内容、役職、モデルとなる複数の公衆衛生医師からのメッセージ等を記載する。
 - ・ ホームページ、雑誌、新聞、広報誌、専門誌、学生向け雑誌、一般誌等に積極的に掲載する。
 - ・ 公衆衛生医師に関する情報を紹介するリーフレット等を作成し、配布する。
 - ・ 公衆衛生医師の業務に関する説明会や地方ブロック会議を開催する。

5. 公衆衛生医師の育成・確保のための行動計画の策定及び評価について

(1) 地方公共団体

地方公共団体に必要な公衆衛生医師を適切に確保するため、公衆衛生医師の育成・確保に関する行動計画を策定し、その実施を確実に行うとともに、その実施状況について毎年自ら評価を行う。

(2) 関係団体（医育機関、日本医師会、日本公衆衛生学会）

医育機関では卒前教育等について、日本医師会及び日本公衆衛生学会では卒後研修等について積極的な対応を行う。

(3) 国

厚生労働省は、地方公共団体の計画策定について、要請に応じて協力するとともに、その実施状況等を調査し、地方公共団体及び関係団体が自らの進捗状況を客観的に評価できるよう公表する。また、国立保健医療科学院が実施する公衆衛生医師の研修について、時宜にかなった内容の提供を行うとともに、地方公共団体及び医育機関等における取組の推進のための協力をを行う。